

- ⑥ 養護教諭（教育相談係）、特別支援教育主任、特別支援コーディネーター
  - 要配慮児童の情報提供
  - 障害（発達障害を含む）を持つ児童の理解と対応の仕方の浸透
  - 児童生徒相談員やスクールカウンセラーとの連携

#### 4 いじめの早期発見

児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有して、速やかに対応することが大切である。

そのために、気になる変化や気になる行為をいつでも共有できるようにしておき、必要に応じて関係者を招集し対応できる体制を整えておく。

##### (1) 情報の収集

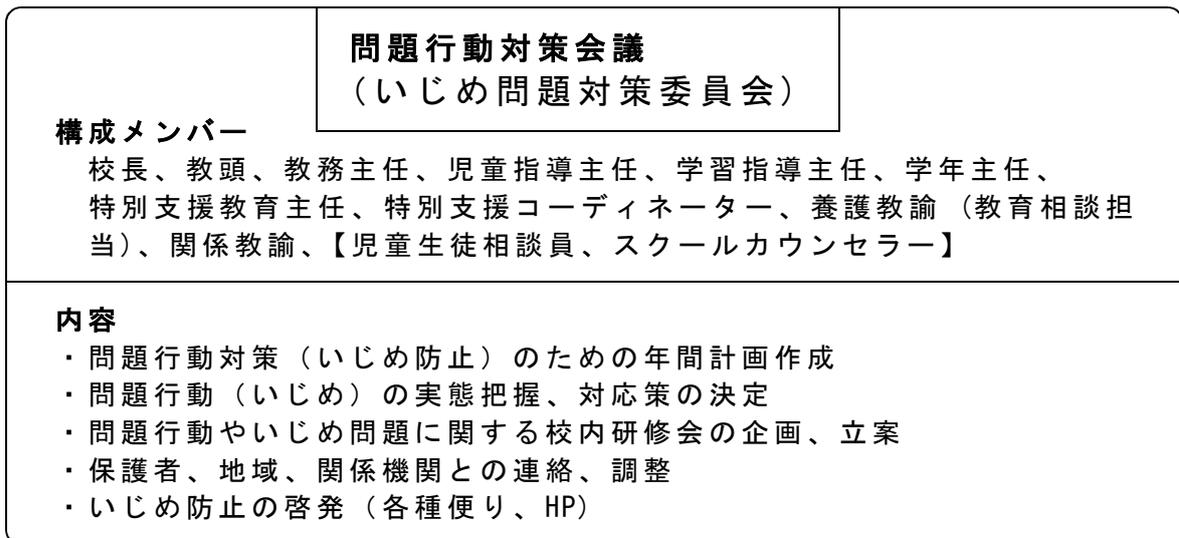
- 子供の観察による気付き（健康観察時、休み時間、授業中等）
- 児童、保護者、地域から（通学班の様子等）の相談
- 児童との面談やアンケート、調査の実施
- 子供と過ごす時間の確保
- 日記、ノート、学級日誌等の活用
- 提出物の状況や成績の大きな変化に注目
- 学習用具の忘れ、紛失、落書き等の把握
- 教育相談、保護者との懇談の充実
- 教職員相互の情報提供

##### (2) 情報の共有 【担任だけで抱え込まない】

- 職員会議（校内児童指導連絡会）や企画会（問題行動対策会議（いじめ問題対策委員会））での情報交換
- 校内研修による配慮児童の実態把握
- 教職員相互、児童教育相談員との積極的な情報交換
- 進級時の引継ぎ

#### 5 いじめ問題に取り組む校内組織

##### (1) 未然防止・早期発見のための指導体制（企画会時における定期的な開催）



情報収集  情報提供

